

警察庁丙少発第 21 号
財 理 第 2451号
健 発 第0628001号
平成 16 年 6 月 28 日

全国たばこ販売協同組合連合会会長 沢田 義也
沖縄県たばこ卸売事業協同組合理事長 安慶名 忍
社団法人日本たばこ協会会長 ティビット スチュアート フェル
社団法人日本フランチャイズチェーン協会会長 松岡 康雄
日本チェーンストア協会会長 川島 宏
日本スーパーマーケット協会会長 清水 信次
社団法人日本ホランタリーチェーン協会会長 村内 道昌
社団法人日本セルフ・サービス協会会長 増井 徳太郎
日本カラオケスタジオ協会会長 河合 平一
日本複合カフェ協会会長 加藤 博彦

殿

警察庁生活安全局長

財務省理財局長

厚生労働省健康局長

未成年者喫煙防止のための適切なたばこの販売方法の取組みについて（要請）

平素は、未成年者の喫煙防止に関しまして、ご理解、ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、昨年12月に、青少年育成推進本部（本部長：内閣総理大臣、本部員：全ての国務大臣）において、青少年の育成に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を示し、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するため、「青少年育成施策大綱」が決定されました。本大綱の施策の中には、たばこの未成年者に対する販売等の防止についても盛り込まれており、未成年者がたばこを容易に入手できるような環境をなくすため、関係業界への働きかけを強化するとともに、未成年者の自用に供することを知ってたばこを販売する行為などについては、所要の捜査及び適正な処分を行う旨規定されています。

東京都など地方公共団体においても青少年健全育成のための積極的な取組みが見られるところ です。

翻って現下の不良行為少年の補導人員の状況を見ると、その総数は、この10年間に2倍に増加し、そのうち喫煙によるものが4割強を占めるなど、未成年者喫煙防止はますます重要な課題となってきたと考えられます。

また、近年、主要国においては、未成年者へのたばこの販売を防止するための取組みが推進されており、今月に我が国が締結した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「未成年者に対するたばこの販売を禁止するため、効果的な措置を実施する」（第16条1）旨が要請されているところです。

このような現状を踏まえると、今後のたばこ販売における未成年者喫煙防止のため、基本的に次の点に留意すべきであると考えられます。

まず、たばこを販売する際には、販売者が顧客に対面するよう心がけ、未成年者が喫煙する疑いがある場合は、年齢確認の措置を確実に講じた上で販売を行うことが必要です。また、喫煙経験のある中・高生のたばこの入手先について、「自動販売機で買う」と回答した者の割合が7割を超えていることを勘案すると、必ずしもたばこ自動販売機の十分な管理・監督が行われない場合には、未成年者喫煙防止の観点からその撤去が行われる必要があると考えています。

もとより、未成年者喫煙問題はたばこ販売業者を始めとするたばこ関係業界だけの取組みで解決できるものではなく、家庭、学校、地域社会、及び国・地方の取組みが一体となって初めて達成できるものであることは論を待ちません。関係省庁としても、政府部内の連絡・協調を密にして、医療関係者等に対する啓発、関係業界に対する調査・指導及び取締り、並びにより効果的な未成年者の喫煙防止方策の検討について、一層適切に取り組んでいく考えです。

以上を踏まえ、関係業界の皆様には、未成年者喫煙防止に向けて、下記の取組みを行っていただくよう要請するとともに、傘下会員等に周知していただくようお願いいたします。

記

1. 未成年者が自動販売機からたばこを購入しないよう確実な措置をとること。

このため、たばこ小売販売業者が自動販売機によりたばこを販売する場合は、店内に又は店舗と接して設置することとし、かつ、従業員のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。

また、たばこ小売販売業者が施設（工場、事務所等自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限ると認められるものは除く。）において、その施設の内部に設置した自動販売機により、その施設の利用者等を対象としてたばこを販売する場合についても、未成年者喫煙防止の観点からその自動販売機の管理について責任を負う者（従業員又は管理者等）のいる場所からその自動販売機及び利用者を直接かつ容易に視認できる状態とすること。

2. 不良行為少年の補導の実態にかんがみ、ゲームセンター、カラオケボックス、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等未成年者の出入り及び立寄りが多いと考えられる場所においては、上記1. に掲げる具体的措置を、重点的に行うこと。

3. 対面販売の場合を含め、平成14年2月18日付文書で要請した「年齢確認の徹底」、「たばこ自動販売機の適正な管理の徹底」、「従業員研修等の実施」、「未成年者喫煙防止の注意喚起」についても、引き続き適切に実施すること。

平成15年度学校保健委員会の設置状況

平成16年4月

	小学校			中学校			高等学校			中等教育学校			特殊教育諸学校		
	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率	学校数	設置数	設置率
1 北海道	1,439	494	34.3	720	307	42.6	322	225	69.9				56	55	98.2
2 青森県	425	252	59.3	185	99	53.5	86	61	70.9				19	4	21.1
3 岩手県	461	440	95.4	206	196	95.1	82	77	93.9				17	16	94.1
4 宮城県	340	331	97.4	161	155	96.3	96	93	96.9				19	18	94.7
5 秋田県	308	263	85.4	135	121	89.6	72	58	80.6				16	14	87.5
6 山形県	339	335	98.8	131	128	97.7	54	54	100.0				10	10	100.0
7 福島県	540	523	96.9	241	230	95.4	98	86	87.8				20	18	90.0
8 茨城県	582	574	98.6	234	228	97.4	111	55	49.5				20	19	95.0
9 栃木県	430	410	95.3	172	159	92.4	80	63	78.8				14	14	100.0
10 群馬県	351	351	100.0	178	178	100.0	74	74	100.0				14	14	100.0
11 埼玉県	741	734	99.1	376	371	98.7	158	104	65.8				32	30	93.8
12 千葉県	739	650	88.0	329	291	88.4	166	25	15.1				31	28	90.3
13 東京都	1,346	939	69.8	653	396	60.6	300	92	30.7				62	40	64.5
14 神奈川県	410	305	74.4	221	183	82.8	164	83	50.6				24	20	83.3
15 新潟県	607	409	67.4	244	148	60.7	110	9	8.2	2	1	50.0	24	12	50.0
16 富山県	219	219	100.0	85	82	96.5	49	42	85.7				12	12	100.0
17 石川県	260	189	72.7	107	76	71.0	57	54	94.7				12	9	75.0
18 福井県	216	170	78.7	80	66	82.5	38	20	52.6				11	11	100.0
19 山梨県	207	135	65.2	95	50	52.6	31	18	58.1				11	7	63.6
20 長野県	403	402	99.8	194	194	100.0	90	68	75.6				18	18	100.0
21 岐阜県	396	396	100.0	196	196	100.0	75	75	100.0				13	13	100.0
22 静岡県	544	538	98.9	271	266	98.2	106	106	100.0	3	3	100.0	24	24	100.0
23 愛知県	728	725	99.6	303	301	99.3	190	184	96.8				24	23	95.8
24 三重県	426	308	72.3	174	123	70.7	74	71	95.9				14	14	100.0
25 滋賀県	232	231	99.6	98	98	100.0	53	53	100.0				12	12	100.0
26 京都府	258	214	82.9	99	62	62.6	62	52	83.9				13	8	61.5
27 大阪府	726	367	50.6	331	146	44.1	199	115	57.8				29	27	93.1
28 兵庫県	666	537	80.6	277	237	85.6	179	172	96.1	1	1	100.0	34	34	100.0
29 奈良県	235	185	78.7	108	60	55.6	45	45	100.0				9	9	100.0
30 和歌山県	313	231	73.8	141	101	71.6	54	41	75.9				11	11	100.0
31 鳥取県	160	158	98.8	60	58	96.7	29	24	82.8				9	9	100.0
32 島根県	285	199	69.8	109	65	59.6	45	38	84.4				12	12	100.0
33 岡山県	443	345	77.9	179	118	65.9	108	86	79.6				12	11	91.7
34 広島県	465	258	55.5	191	106	55.5	97	31	32.0				16	4	25.0
35 山口県	341	327	95.9	181	165	91.2	71	70	98.6				14	14	100.0
36 徳島県	233	195	83.7	93	71	76.3	54	35	64.8				9	8	88.9
37 香川県	206	189	91.7	81	66	81.5	35	35	100.0				8	8	100.0
38 愛媛県	366	321	87.7	152	142	93.4	73	73	100.0				13	13	100.0
39 高知県	274	63	23.0	122	30	24.6	41	32	78.0				13	7	53.8
40 福岡県	494	337	68.2	212	115	54.2	110	48	43.6				21	19	90.5
41 佐賀県	191	181	94.8	92	91	98.9	38	38	100.0				7	7	100.0
42 長崎県	409	324	79.2	196	125	63.8	75	73	97.3				17	17	100.0
43 熊本県	484	367	75.8	193	143	74.1	72	67	93.1				16	16	100.0
44 大分県	361	4	1.1	143	3	2.1	54	54	100.0				15	13	86.7
45 宮崎県	280	276	98.6	142	140	98.6	49	29	59.2	1	1	100.0	13	13	100.0
46 鹿児島県	596	584	98.0	273	260	95.2	85	85	100.0				15	15	100.0
47 沖縄県	280	261	93.2	162	147	90.7	70	70	100.0				16	16	100.0
① 札幌市	209	197	94.3	97	76	78.4	12	12	100.0				3	2	66.7
② 仙台市	122	122	100.0	63	63	100.0	6	6	100.0				1	1	100.0
③ さいたま市	86	86	100.0	48	48	100.0	4	4	100.0				1	1	100.0
④ 千葉市	120	119	99.2	56	56	100.0	2	2	100.0				2	2	100.0
⑤ 川崎市	114	114	100.0	51	51	100.0	10	0	0.0				3	2	66.7
⑥ 横浜市	353	353	100.0	145	142	97.9	12	3	25.0				11	5	45.5
⑦ 名古屋市	260	260	100.0	109	109	100.0	17	17	100.0				4	4	100.0
⑧ 京都市	179	179	100.0	77	77	100.0	12	9	75.0				6	6	100.0
⑨ 大阪市	299	63	21.1	129	5	3.9	25	6	24.0				10	3	30.0
⑩ 神戸市	170	136	80.0	85	48	56.5	12	5	41.7				6	3	50.0
⑪ 広島市	137	127	92.7	61	50	82.0	9	4	44.4				1	1	100.0
⑫ 北九州市	135	86	63.7	63	41	65.1	1	1	100.0				8	7	87.5
⑬ 福岡市	144	137	95.1	68	42	61.8	4	0	0.0				7	2	28.6
合計	23,083	18,225	79.0	10,378	7,901	76.1	4,507	3,232	71.7	7	6	85.7	914	785	85.9

スクールカウンセラーについて

1 趣旨

児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、各都道府県・指定都市において、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を公立中学校を中心に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行うために必要な経費の補助を行う。

2 内容

(1) 平成17年度概算要求額 4,605百万円(平成16年度:4,200百万円)

(2) 配置校数 10,000校(平成16年度:8,500校)

(3) 補助率 1/2

(4) スクールカウンセラーの職務内容

- ア 児童生徒へのカウンセリング
- イ 教職者に対する助言・援助
- ウ 保護者に対する助言・援助

(5) スクールカウンセラーの資格要件

- ア 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- イ 精神科医
- ウ 心理学系の大学教授、助教授、講師(非常勤を除く)
- エ このほか、スクールカウンセラーに準ずる者(心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について一定の経験を有するもの)を配置することも可

(6) 勤務形態

- ・非常勤で週8~12時間(特に必要な場合は30時間までの勤務も可)

(参考) ○スクールカウンセラー活用調査研究委託事業(平成7~12年度)国の委託事業

○スクールカウンセラー活用事業補助(平成13年度~)

	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
配置校数	154	506	1,000	1,506	1,554	1,643	3,750	5,500	7,000	8,500

※ 配置校数は予算積算上の校数

学校・地域保健連携推進事業

平成17年度要求額 211,361 (平成16年度予算額 211,361)千円

1 目的・要求要旨

近年の社会環境や生活様式の急激な変化に伴い、精神的ストレスの増大、運動不足、生活習慣病の兆候等、児童生徒の心身の健康に様々な影響をもたらしている。とりわけ、心の健康問題と関連していると考えられるいじめ、保健室登校、性の逸脱行動、アレルギー疾患及び感染症等の増加・深刻化が問題となっている。

このようなことから、児童生徒が一日の大半を過ごす学校生活を心身ともに健康で安全に送ることのできるよう、児童生徒の様々な健康問題に対応できる地域の専門医を学校に派遣し、日常的に児童生徒の心身の健康管理を行う必要がある。

そのため、学校の要請により各診療科の専門医の派遣を行う等、地域保健等と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業を実施する。

2 事業内容

(1) 学校・地域保健連携推進事業の実施 210,654 (210,654) 千円

児童生徒の様々な心身の健康問題に対応するため、学校と地域保健が連携し、健康相談活動について円滑な運営ができるよう、専門医を学校へ派遣し、健康相談活動の体制整備を図る。

実施地域：47地域

(2) 全国協議会の実施 707 (707) 千円

地域保健と連携した健康相談活動の成果の普及を図るため、全国協議会を開催する。

学校・地域保健連携推進事業実施要綱

平成16年4月1日

スポーツ・青少年局長決定

1. 趣旨

近年、児童生徒の健康問題の新たな課題として、保健室登校、性の逸脱行動、アレルギー疾患及び感染症等の増加・深刻化が問題となっている。

このような状況を踏まえ、児童生徒が一日の大半を過ごす学校における生活を心身ともに健康で安全に送ることが大切である。また、学校保健は、十数年にわたる長期間をその範中としており、生涯にわたる健康づくりの出発の場として、健康増進を実施するための基礎を培う観点も求められている。このため、児童生徒の様々な健康問題に対応し、健康教育を充実させるために、地域の専門医等を学校に派遣し、日常的に児童生徒の心身の健康管理を行う必要がある。

本事業においては、学校の要請により各診療科の専門医の派遣を行う等、地域保健等と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業を実施する。

2. 委嘱内容

- (1) 学校・地域保健連携推進事業連絡協議会の設置
- (2) 学校・地域保健連携のための体制づくり等の実施
- (3) 事業報告会の開催

3. 委嘱先

本事業は、都道府県教育委員会に委嘱して実施するものとする。

4. 実施方法

- (1) 委嘱を受けようとする都道府県教育委員会は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて、別紙による委嘱事業計画書を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は都道府県教育委員会から提出された委嘱事業計画書の内容を審査し適切であると認めた場合、当該都道府県教育委員会に対し、本事業を委嘱する。
- (3) 委嘱を受けた都道府県教育委員会は、事業完了した日から1ヶ月を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに事業完了報告書及び事業完了決算書を文部科学省に提出すること。

5. 委嘱期間

本事業の実施期間は、委嘱を受けた日から1年間とする。ただし、年度は越えないこととする。

6. 委嘱経費

- (1) 文部科学省は、本事業を委嘱した都道府県教育委員会の代表者又は会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で実施に要する経費を交付する。
- (2) 文部科学省は、委嘱を受けた都道府県教育委員会が実施要綱等に違反したとき、実施に当り不正又は不当な行為をしたとき、又は、委嘱事業の遂行が困難であると認めたときは委嘱の解除や経費の全部、又は一部について返還を命じることができる。

7. 実態調査

文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことがある。

8. その他

- (1) 本事業の実施に伴い発生した著作権等については、原則として文部科学省に帰属するものとする。
- (2) この要綱で定めるもののほか、本事業実施に必要な事項については別に定める。

学校・地域保健連携推進事業実施要領

「学校・地域保健連携推進事業」の実施については、「学校・地域保健連携推進事業実施要綱（平成16年4月1日スポーツ・青少年局長決定）」に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

1. 事業計画書の作成及び提出

委嘱を受けようとする都道府県教育委員会は、消費税の納税義務者であるか確認できる書類を添えて委嘱事業計画書（別紙様式1）を作成し、文部科学省スポーツ・青少年局長に提出すること。

文部科学省は上記により提出された委嘱事業計画書の内容を審査し、適切であると認めた場合、都道府県教育委員会に対し本事業を委嘱する。

2. 事業実施時の留意点

- (1) 都道府県教育委員会は、本事業を実施するに際しては、「学校・地域保健連携推進事業連絡協議会」（以下「連絡協議会」）を設置すること。
- (2) 連絡協議会は、教育委員会関係者、学校関係者、医療関係者、関係機関職員、保護者等で構成すること。
- (3) 連絡協議会は、本事業の円滑な運営を図るため関係機関との連絡を密にし、協力すること。
- (4) 地域の実情に応じた学校における健康等の問題や、要請等を考慮した実質的な活動ができるように留意すること。

3. 委嘱事業の実施にあたっての経費区分

委嘱経費の支出にあたっては、諸謝金、旅費、借料損料、印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費、通信運搬費、雑役務費の支出区分に従い実施する。経費の交付対象は、次のとおりとする。

- ① 諸謝金は、本事業に関し、連絡協議会の委嘱を受けて行う者または協力者に対する謝金及び調査、講演、執筆、作業に対する謝金（現物支給不可）を対象とする。
- ② 旅費は、原則として、地方公共団体の旅費規程を準用した額とする。
- ③ 借料損料は、会場借上料、車借上料、駐車料、器具・機械の借料及び損料、物品の使用料及び損料とする。
- ④ 印刷製本費は、通知文書、会議資料、啓発用チラシ、事業報告書等の印刷代とする。

- ⑤消耗品は、事務用紙、事務用品、その他の消耗品とする。
 - ⑥会議費は、会議を開催する場合のコーヒー、紅茶、弁当、茶菓代等であり社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの及び酒類への支出はできない。
 - ⑦図書購入費は、参考資料等書籍類の購入費用とする。
 - ⑧通信運搬費は、郵便料、通信料、電話料、梱包発送や宅配便による運搬費とする。
 - ⑨雑役務費は、諸謝金、旅費の支払いを振り込みとする際の銀行振込手数料等とする。
- また、備品的なものは購入できないこととする。

4. 事業計画の変更

次に掲げる事項が生じた場合には速やかに文部科学省に連絡し、その指示に従い計画変更の申請等必要な措置を講じなければならない。

- (1) 都道府県教育委員会の代表者又は名称の変更
- (2) 事業内容の変更（軽微なものは除く）
- (3) 本事業の所要経費の支出区分間において流用する場合（但し、委嘱金額の総額に変更がなく、支出区分間で増減する額が総額の20%を超えない場合を除く）
- (4) 本事業の継続が不可能となった場合

5. 事業完了報告書の提出

委嘱を受けた都道府県教育委員会は、収支金額を確定のうえ、事業完了した日から1ヶ月を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに別紙により詳細に記載した事業完了報告書（別紙様式2）、事業完了決算書（別紙様式3）及び収支簿（原本証明したもの）を文部科学省スポーツ・青少年局長に提出すること。

6. 経費の支払等

- (1) 文部科学省は、委嘱を受けた都道府県教育委員会から提出された事業報告書（中間及び完了）、事業決算書（中間及び完了）及び収支簿（原本証明したもの）について内容を審査し適切であると認めた場合は、委嘱経費を文部科学省官署支出官から都道府県教育委員会の代表者または会計事務に関する権限を委任された者に対し、指定する貯金口座に交付する。

なお、預貯金により生じた利息については、当該事業を遂行するために必要な経費に充当することとする。
- (2) 経費の交付は、原則として、四半期毎の精算払いとする。（年度末の一括清算も可能）
- (3) 四半期毎の精算払いを希望する都道府県教育委員会は、各四半期終了後の翌月

10日までに、事業中間報告書、事業中間決算書及び収支簿（原本証明したもの）を提出すること。

なお、10日が土・日・祝祭日に当たるときはその前日までとする。

提出期限を過ぎて書類が提出された場合、次期四半期の支払いとなるので注意すること。

第4四半期については、事業全体の事業完了報告書、事業完了決算書及び収支簿（原本証明したもの）を事業が完了した日から1ヶ月を経過した日又は当該事業年度末日のいずれか早い日までに提出すること。

- (4) 部分的に経費の給付を受けている場合においては、全ての事業完了後において既に受領している金額を含めた事業全体を確認し、過払等が生じていたときは委嘱を受けた都道府県教育委員会は文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により指定の期日までに返納しなければならない。
- (5) 委嘱経費の内訳は、地方公共団体の規定を準用した額に基づいて作成すること。ただし、委嘱経費区分または単価等が地方公共団体の規定と文部科学省の規定とで異なり、経費の支払いに支障が生じた場合には、本事業が文部科学省の委嘱事業であることに鑑み、文部科学省の規定に基づいて修正することとする。
- (6) 積算内訳については、単価・数量を明記するなどにより、金額の根拠を明確にすること。

7. 帳簿等の整備

- (1) 都道府県教育委員会は、事業計画に沿った支出がなされているかどうか確認するため、都道府県教育委員会の中から本事業担当者を指定し、事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を備え、領収書・預貯金通帳等関係書類を帳簿の整理番号で整理し、常に経理の状況を明確にすること。（収支簿の作成にあたっては経費の項目毎に作成）
- (2) 帳簿等関係証拠書類については事業終了日に属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 会議を開催した場合には、会議費等経理の支出証拠として議事録（出席者名簿等を記入したもの）を保存すること。
- (4) 文部科学省は必要があると認めた場合、委嘱事業の実施状況及び経理処理状況等について実態調査を行うことがある。

8. 委嘱の取り消し

- (1) 文部科学省は、委嘱を受けた都道府県教育委員会が委嘱要綱等に違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、又は、委嘱事業の遂行が困難であると認めたときは委嘱を解除することができる。
- (2) 文部科学省は、上記により委嘱の解除が生じたときは、部分払により既に支出

した経費の全部又は一部について、委嘱を受けた都道府県教育委員会に返還を命
じることができる。

- (3) 委嘱を受けた都道府県教育委員会は、上記により経費の返還を命ぜられたとき
は、文部科学省歳入徴収官の発する納入告知書により返納しなければならない。